

不利益処分の処分基準

処 分 名		認可地縁団体印鑑登録の抹消		
根拠例規及び条項		多治見市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例(平成 4 年条例第 33 号)第 11 条		
所 管 部 課 名		環境文化部　くらし人権課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 32 号)第 7 条		
	基 準	条例第 11 条第 1 項各号に規定する内容により審査するが、そのうち特に同条第 1 項の第 1 号については、地縁団体の代表者等が、 ①死亡したこと又は、失踪宣告を受けたことを知った場合 ②転出等により、当該団体の代表者等でなくなったことを知った場合、 等とする。 第 4 号については当該地縁団体、または当該地縁団体と取引する相手方に対し、地縁団体印鑑登録証明書を交付することにより、取引の安全が守られないと判断される場合をいい、具体的には ①地縁団体の代表者等が禁治産の宣告を受けたことを知った場合 ②1 つの地縁団体で二つ以上の印鑑が登録されていることを知った場合 等とする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			